

鳥取県国民健康保険運営方針の概要

平成 29 年 11 月 9 日現在

1 基本的事項

- ①策定の目的
平成 30 年度以降、県と県内市町村が一体となり保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が行う事業の広域化や効率化を推進。
- ②策定の根拠
国民健康保険法第 82 条の 2
- ③対象期間
平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月（3 カ年）
- ④公表
策定後は、市町村等へ通知、県 HP へ掲載

2 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

- ①医療費の推計

医療費推計のグラフ
(今後作成)

- ②財政収支の改善

・県の特別会計に必要以上に黒字・赤字が発生しない適切な納付金設定とバランスのよい財政運営を行う必要

- ③赤字解消・削減の取組・目標年次等

計画的に解消・削減すべき赤字の整理
・保険料負担緩和を図るため
・任意給付に充てるため
・過年度の累積赤字補填のため 等
⇒最終的には一般会計繰入は市町村の判断であるが、繰入の考え方を整理しながら、解消・削減に努める。

- ④財政安定化基金の運用

貸付…給付増や収納不足により財源不足となつた場合に市町村・県に貸付。
交付…災害、地域経済の変動等による特別な事情により収納額が低下した場合に市町村に交付。

- ⑤PDCA サイクルの確立

国保事業の実施状況を定期的に、把握・分析、評価・検証を行う。

3 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

①保険料水準のあり方

- ・納付金の算定に当たっては、国が原則として示すとおり、医療費水準を反映させた市町村ごとの納付金を決定する。
- ・今後、市町村の意見を伺いながら、保険料率のあり方を、総合的に検討する。

②納付金・標準保険料率の算定の考え方

区分	内容
医療費水準の反映	反映 ($\alpha = 1$)
所得水準の反映	$\beta = 0.78$ で設定 ※ 標準保険料率算定での β は今後検討
納付金等の算定方法	資産割を除く 3 方式
標準的な収納率	直近 3 カ年の平均収納率
高額医療費の共同負担	平成 30 年度からの導入は行わない
応益部分の按分方法	均等割：平等割 = 70:30
賦課限度額	政令基準どおり

※ $\alpha \cdot \beta$ は、現実的には毎年告示で示す。

③激変緩和措置

制度改正による被保険者の負担を激変を避けるために、激変緩和措置を実施する。
⇒適用期間：平成 35 年度まで

4 保険料(税)の徴収の適正な実施

①収納率目標の設定

収納率の向上を図るため、次表の保険者規模別の収納率と市町村の直近 3 カ年の平均のいずれか高い率を毎年度の目標値とする。

年間平均一般被保険者数	収納率
5 千人未満	0.95
5 千人以上～3 万人未満	0.93
3 万人以上	0.91

※「広域化等支援方針」の収納率目標を準用

②収能率向上のための取組

- ・収納率向上に積極的な好事例を適宜紹介。
- ・収納対策研修会の実施、充実。等

5 保険給付の適正な実施

①県による保険給付の点検、事後調整

市町村の二次点検後に以下の観点での県の保険給付の実施の検討

- ・広域的な観点での保険給付の点検
- ・大規模不正請求事案への対応

②療養費の支給の適正化の取組

＜海外療養費＞

必要な情報提供

＜レセプト点検の強化＞

市町村点検員への研修充実、県点検員の派遣指導等

＜第三者求償の取組強化＞

求償事務研修会の開催、広報の充実、医療機関等の関係機関への働きかけ

7 市町村が担う事務の効率化の推進

【事務の標準化】

市町村の国保事務について、市町村の事務処理の効率化・軽減につながるなどの効果を踏まえ、実施時期等の優先順位を勘案し、必要な事務の標準化等を検討中。

＜主な検討項目＞

- ・被保険者証の運用基準
- ・資格管理事務
- ・保険給付の支払事務
- ・出産育児一時金に係る給付基準、申請書類
- ・医療費通知の発行基準 等

8 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携

【地域包括ケアの推進】

地域包括ケアの推進に向けた医療、介護、予防、住まい、生活支援の連携が必要。

- ・国保部局としての参画
- ・データを活用した保健事業の推進
- ・ケア会議等を通じた必要な情報共有の仕組みづくり等

9 国民健康保険の健全な運営

①市町村・国保連合会との連携

- ・国保を安定的かつ円滑に運営するため、市町村との連携会議で引き続き検討。
- ・県も国保連合会に加入し、一層の連携を図る。

②国保運営方針の見直し

対象期間中でも必要と認められる場合、連携会議で検討、国保運営協議会での審議を経る。

③各種計画との整合性

県医療計画、県健康増進計画、県介護支援計画との整合性を図る。

参考

【国保運営協議会】

県に国保運営協議会を設置して、国保運営方針の内容について審議・答申。

○委員

被保険者、公益、保険医等、被用者保険の代表 計 11 名

○設置

平成 29 年 3 月設置
(これまで 3 回協議会を開催)

【策定スケジュール】

平成 29 年 10 月 16 日	第 2 版素案の連携会議で説明 (市町村へ意見照会 約 2 週間)
11 月上旬	運営協議会で第 2 版素案説明 パブリックコメント (約 3 週間) 県議会へ説明 (意見を踏まえて修正)
12 月中旬	連携会議で説明 運営協議会で諮問・審議
1 月中旬	運営方針の決定、公表